

# 松島湾アマモ場再生会議 規約

(名称)

第1条 この団体は、松島湾アマモ場再生会議（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、東日本大震災後の松島湾全体の生態系や海的生活文化の再生を目指して、漁業者、市民、企業、大学・研究機関、行政等が協働して、松島湾周辺のアマモ場の再生に関する情報交流、研究支援、啓発、実践活動を行うことを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、次の各号に掲げる方針に沿って、活動をすすめることとする。

- (1) 松島湾周辺でアマモ場を再生する活動の実践。
- (2) アマモを中心とした松島湾の生態系についての研究支援、学習および啓発。
- (3) アマモの育成・移植を核とした環境教育プログラムの開発。
- (4) 漁業者、市民、企業、大学・研究機関、行政等が協働で「新しい社会活動」を展開していくノウハウの開発。
- (5) 同趣旨の活動を行う漁業者、市民、企業、大学・研究機関、行政等とのネットワークの形成。
- (6) 東日本大震災によって悪化した被災地の海洋環境の復旧を推進する。

(組織)

第4条 本会は、会長、副会長および事務局、役員会、部会、および総会をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1名	理 事	若干名
副 会 長	3名以内	監 事	4名以内
事務局長	1名	副事務局長	2名以内

2. 役員は総会において会員の中から選出し、又は解任する。

(役員の仕事)

第6条 会長は本会を代表し、会務を整理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定める順位によりその職務を代行する。
3. 事務局長は会長・副会長を補佐し、本会の企画・立案実行を司る。
4. 副事務局長は事務局長を補佐する。
5. 理事は、会長及び副会長並びに事務局長・副事務局長を補佐し、会務を処理

する。

6. 監事は、本会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引続きその職務を行うものとする。

(総会)

第8条 本会に総会を置く。

2. 総会は、通常会員総会及び臨時会員総会の2種類とし、会長が召集する。

(総会決議事項)

第9条 次に掲げる事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 規則変更
- (2) 会員の除名
- (3) 役員選出及び解任
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 決算関係書類の承認
- (6) その他特に本会の運営に関する基本的な重要事項

(総会議長)

第10条 総会議長は、その会議において、出席した会員の中から選出する。

(総会議事)

第11条 総会は総会員数の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2. 総会議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3. 総会における会員の議決権及び選挙権は各々1個とする。
4. 会員はあらかじめ通知のあった事項につき、会員が記名捺印した書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。
5. 前項の規定により、議決権及び選挙権を行使するものは出席者とみなす。

(役員会)

第12条 本会は役員会を置く。

2. 役員会は、会長・副会長・事務局長・副事務局長・理事をもって組織する。
3. 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。
4. 会長が、必要があると認めるとき召集する。

(役員会の決議事項)

第13条 次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 総会に提案すべき事項
- (2) 会員の加入の承諾
- (3) 部会に関する事項
- (4) 顧問・相談役及び参与の委嘱の承認
- (5) 本会の運営に関する事項

(部会)

第14条 部会は、個々の事業を企画立案、推進する。

2. 部会の種類については、会長が必要であると認めるものとする。
3. 部会に部会長1名および副部会長若干名を置く。
4. 部会長は、理事をもって充てるものとし、副部会長は、部会長が指名する者をもって充てる。
5. 部会長は、部会を招集する。
6. 部会長は、部会を代表し、会議の議長となる。
7. 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会員の資格および権利)

第15条 本会の会員は、次の各号に掲げる条件に適合しなければならない。

- (1) 第2条に掲げる本会の目的に賛同する個人又は団体とする。
- (2) 個人会員であれ、団体会員であれ議決等に関わる権利は、等しく一票とする。

(入会方法)

第16条 本会に参加しようとするものは、別に定める参加申込書により、本会の会長に申し込むものとし、会長は、その旨を役員会に付託する。

2 会員は部会のいずれかに所属することとする。

(資格の喪失)

第17条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会長に対して退会届の提出をしたとき。
- (2) 会費を2年以上滞納したとき
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 退会処分されたとき。

(退会)

第18条 会員は、退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(退会処分)

第19条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会において役員総数の2分の1以上の議決により、これを退会処分することができる。この場合、当該会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約等に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(顧問・相談役及び参与)

第20条 本会に顧問・相談役及び参与を置くことができる。

2. 顧問・相談役及び参与は、本会の目的達成について必要な重要事項について会長の諮問に応ずる。
3. 顧問・相談役及び参与は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。
4. 第11条(任期)の規定は顧問・相談役及び参与に準用する。

(事業年度)

第21条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(収入)

第22条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金その他の収入をもって、あてる。

附 則

- 1 この規約は、平成23年2月1日から施行する。

松島湾アマモ場再生会議 事務局

〒985-0002 宮城県塩竈市海岸通14-16

電話：鈴木美範携帯 090-2845-6894

## 松島湾アマモ場再生会議 会費細則

(趣旨)

第1条 この細則は、松島湾アマモ場再生会議の会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(金額)

第2条 会員の年会費については、個人会員の場合、成人会員（18歳以上）は、2000円、青少年会員（18歳未満）は、500円とする。

2 団体会員については、5000円とする。

(会費の未納)

第3条 会費を2年以上滞納したものは、自然退会とする。

(細則の変更)

第4条 本細則の変更は、事務局が発議し、役員会において決定する。

2. 細則の変更は、直近に開催される総会に報告し、承認を得るものとする。

## 松島湾アマモ場再生会議 部会細則

(趣旨)

第1条 この細則は、松島湾アマモ場再生会議 第15条に基づき、部会の種類に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 本会には、当面次の各号に掲げる部会を置く。

(1) 実験推進部会

アマモ場再生に関する実験事業の推進等

(2) 学習啓発部会

アマモ場再生についての啓発・教育プログラムの展開等

(3) 情報配信部会

ホームページの作成管理など本会の活動に関する対外的な情報配信。

(細則の変更)

第3条 本細則の変更は、事務局が発議し、役員会において決定する。

2. 細則の変更は、直近に開催される総会に報告し、承認を得るものとする。